

後介であつた。元慶三年藤原智泉は豊後守に任せられた。  
(三代類聚殘篇) 智泉は北家藤原氏の魚名流高房の子である。

仁和元年正月、橘朝臣長茂が豊後守になつた。長茂は

橘嶋田麿へ諸兄の孫の子の常主の孫にあたる。時の帝光孝天皇は元慶八年二月、陽成天皇の讓りをうけて即位されながら、すでに御年は十四歳で、親王として仁明・文徳・清和・陽成の四朝に亘って宮祇につかれ、國政に参与された方であつた。それだけに下情にも通じ慣例をいふべきもてあそぶ貴族たちにあきたらず、従つて貪慾怠慢ともいえる遠任国司へ慣習を嫌忌された。橘長茂は仁和元年正月十六日、従五位下豊後守に任命されたが、一向仕地に赴こうとせず年を越し仁和二年になつた。同年二月三日、光孝天皇は友右大臣に命じて遠任国司を摘発したが、なかに既任命後二年以上を経過する者も居つた。

「左右大臣は勅を擧げて、左近の陣へ左衛門府へお赴仕しない國司、根津守従五位上多治比真人藤善、伊勢守従五位上藤原朝臣經蔭、甲斐守従五位下藤原朝良

仁和二年二月、前豊後守橘長茂が罰せられ、豊後守が欠員になつたので、六月叢位正五位下源朝臣瀬<sup>セ</sup>を豊後守に任命した。この源瀬は仁明天皇の皇子で源氏を賜つて良臣の勅して、良臣の願いを入れ、外侯の告身へ体記・辞令のことへと被棄して内位を賜わつた。

同年五月、前豊後守橘長茂が罰せられ、豊後守が欠員になつたので、六月叢位正五位下源朝臣瀬を豊後守に任命した。この源瀬は仁明天皇の皇子で源氏を賜つて良臣の勅して、良臣の願いを入れ、外侯の告身へ体記・辞令のことへと被棄して内位を賜わつた。

〔史料〕  
龍護寺千手觀音寄進  
(温故知新錄より抄出)

山中道夫提供

正徳二年九月十日

龍護寺前立、千手觀音 我等與ヨリ寄進申ムニ付、先頭  
仏師ニ申付、此間出来外故、今日増上寺方丈開眼相頤  
則大僧正祐天開眼被致ル 近日在所へ差遣<sup>シ</sup>候申付  
尤龍護寺只今迄、本尊ハ六月一度例掌、通關帳申 其外  
此度、前立常開帳ニ申付外

名の者に對して、延嗣の勅断が下つた。

「この日、勅あり。肥後守正五位下藤原朝臣時長、根  
津守従五位上多治比真人藤善、豊後守従五位下橘朝臣長

後、甲斐守従五位下藤原朝臣当興等四人、並びに位一階を降り、左右京職に下知して、その告身(佐記)を破棄した。時長等は言を拂して年を経てから任國に赴かなかつたので、この勅断があつたのである。

(同書仁和三年五月条)

正徳壬辰年九月十七日

銘 佛業等提橘名等ヲ以標立、千手觀音像一軀  
謹テ書寫之 佐伯城主 毛利固防守藤原高定